○原子力規制委員会規則第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項の規定に基づき、及び原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（原子力規制企画課の所掌事務） **第十二条**　原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　原子力利用に伴う火災対策の審査及び検査に関する事務に関すること。 五　（略） （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官） **第十四条**　（略） 2～4　（略） 5　広報室に、室長を置く。 6～18　（略） （経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官） **第十九条**　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十四人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。 2～12　（略） （火災対策室並びに企画官及び安全管理調査官） **第二十条**　（略） 2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策の審査及び検査に関する事務をつかさどる。 3～5　（略）	（原子力規制企画課の所掌事務） **第十二条**　原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　原子力利用に伴う火災対策の審査に関する事務に関すること。 五　（略） （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官） **第十四条**　（略） 2～4　（略） 5　広報室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 6～18　（略） （経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官） **第十九条**　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。 2～12　（略） （火災対策室並びに企画官及び安全管理調査官） **第二十条**　（略） 2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策の審査に関する事務をつかさどる。 3～5　（略）

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。